

移動等円滑化取組計画書

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1)	<p>旅客施設及び車両等の整備に関する事項</p> <p>当社が保有する乗合バスの車両においては、2018 年度末時点の公共交通移動等円滑化基準に適合した車両の導入率は 100%（適用除外認定車両を除く。）であり、そのうちノンステップ車が 65%、ワンステップ車が 35%を構成している。今後の車両更新では、引き続き同基準に適合した車両導入を推進し、ノンステップ車の比率を引き上げていく。</p>
(2)	<p>旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項</p> <p>①スロープ付きバス等の運行状況・利用方法の案内について、パンフレット類、当社ホームページに掲示する。</p> <p>②時刻表等のパンフレット類、HP等に運行するバスが交通移動等円滑化基準に適合している車両であることを掲載する。</p> <p>③乗務員については新人教育や集団教育において、事務・管理部門の職員については新規採用、異動時等に旅客の接遇に関する教育を実施する。</p> <p>④上記③に加え、社内で定期的実施するCS研修や安全会議において、旅客接遇に関するフォローアップを行う。</p> <p>⑤運行中における高齢者、障害者等の接遇に関する事例を都度、社内において共有することにより、すべての乗務員の知識、技術の向上を図る。</p>

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	・車両の更新に合わせて公共交通移動等円滑化基準に適合したノンステップバスを10両導入する。(2020~2025 年度)

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
スロープ付きバス等の利用方法の案内	<ul style="list-style-type: none"> ・スロープ付きバス等の運行状況・利用方法について、パンフレット類、当社ホームページに掲示する(2020~2025 年度)。 ・自治体や関係団体と協働し、バスの乗り方教室やイベント等の機会を捉えて利用方法について案内を行う(2020~2025 年度)。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
スロープ付き車両等である旨の時刻表、パンフレット類、HPへの掲載	・当社が発行する時刻表、パンフレット類、当社ホームページにおいて、スロープ付き車両等の公共交通移動等円滑化基準に適合している車両の運行状況を掲載する（2020～2025年度）。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員等の知識・技術向上	<ul style="list-style-type: none"> ・乗務員については新人教育や集団教育において、事務・管理部門の職員については新規採用、異動時等に旅客の接遇に関する教育を実施する（2020～2025年度）。 ・社内で定期的実施するCS研修や安全会議において、旅客接遇に関するフォローアップを行う。（2020～2025年度） ・運行中における高齢者、障害者等の接遇に関する事例を社内において共有することにより、すべての乗務員の知識、技術の向上を図る（2020～2025年度）。

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイトや電話で寄せられる利用者の意見を社内でも共有するとともに、取組の改善に活用する。 ・当社の安全CS担当をバリアフリーの主管として、グループ関係会社と連携して推進体制を構築する。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。